# 山形県肝炎対策指針(第3期)

令和6年3月

山 形 県

# 目 次

第1章	山形県肝炎対策指針について・・・・・・・・・・1
1	指針策定の趣旨
2	指針の方向性
3	指針の取組期間
4	指針の点検
5	他の計画等と並行した取組み
第2章	山形県の肝がんの状況・・・・・・・・・・3
1	肝がんの罹患率
2	肝がんの死亡率
第3章	これまでの取組みと課題・・・・・・・・・5
1	肝炎ウイルス検査の促進
2	肝炎医療を提供する体制の確保
3	正しい知識の普及啓発と感染予防の推進
4	肝炎患者等に対する相談支援や情報提供の充実
第4章	山形県における肝炎対策の基本的な方向 ・・・・・・12
1	基本的な方向
2	目標指標
第5章	取り組むべき具体的施策 ・・・・・・・・・・13
1	感染予防の徹底
2	肝炎ウイルス検査の拡大
3	フォローアップ体制の充実
4	良質な医療体制の確保
< 参え	考資料 >・・・・・・・・・・・・・・・・17

# 第1章 山形県肝炎対策指針について

## 1 指針策定の趣旨

肝炎の原因は、ウイルス性、アルコール性、脂肪性、自己免疫性等に分類され、特に、B型肝炎ウイルス又はC型肝炎ウイルス(以下「肝炎ウイルス」という。)の感染に起因する肝炎がその多くを占めてきました。

B型肝炎及びC型肝炎(以下「肝炎」という。)は、適切な治療を行わないまま 放置すると慢性化し、肝硬変や肝がんといった、より重篤な病態に進行するおそれ があることから、その対策が本県のみならず、国内における課題となっています。 このような状況の中、本県では、肝炎対策基本法(平成21年法律第97号)第4条(地方公共団体の責務)及び肝炎対策の推進に関する基本的な指針(平成23年5月16日厚生労働省告示第160号。以下「基本指針」という。)に基づき、2014(平成26)年3月に「山形県肝炎対策指針」を、2019(平成30)年3月に「山形県肝炎対策指針(第2期)」を策定し、県、医療機関、関係団体等が連携してウイルス性肝炎対策に取り組んできましたが、2023(令和5)年度をもって取組期間が終了することから、ウイルス性肝炎対策の一層の推進を図るため、次期指針を策定することとしたものです。

# 2 指針の方向性

厚生労働省による基本指針の改正(令和4年3月7日厚生労働省告示第62号)や 医療の進歩、本県の現状及び課題等を踏まえた新たな指針として策定します。

また、肝がんの罹患率及び死亡率に加え、肝炎医療コーディネーターの配置率を 新たな目標として設定し、その達成に向けた施策や取組みを充実、強化します。

#### 3 指針の取組期間

2024(令和6)年度から2028(令和10)年度までの5年間を本指針の取組期間とします。なお、必要に応じて、5年を経過する前でも見直しを行います。

# 4 指針の点検

指針の着実な進展を図るため、毎年、「山形県肝炎対策協議会」において、現状 及び取組結果を報告し、指針に定める事項の進捗状況の確認やそれに係る施策の検 討を行います。

# 5 他の計画等と並行した取組み

近年ではアルコールや肥満を原因とする肝疾患が増加傾向にあることから、これ らへの対策も重要となっています。

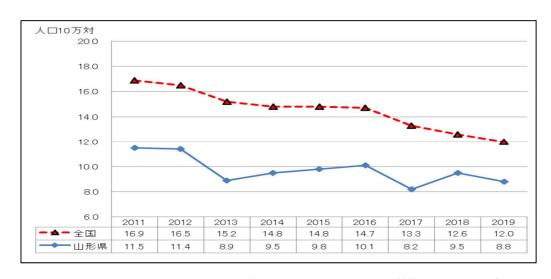
県では、アルコールや肥満を原因とする疾患への対応として、「健康やまがた安心プラン」及び「山形県アルコール健康障害対策推進計画」において、飲酒対策や生活習慣の改善に係る取組みを記載しており、本指針に定めるウイルス性肝炎対策と並行した取組みを推進していきます。

# 第2章 山形県の肝がんの状況

# 1 肝がんの罹患率

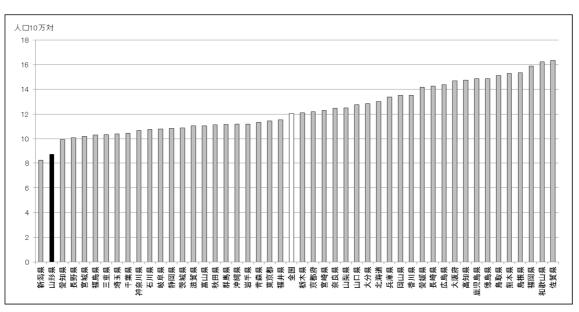
本県における肝がん(肝及び肝内胆管の悪性新生物)の年齢調整罹患率(人口10万対)は全国値を下回る状況が続いており、2019(令和元)年は全国で2番目に低い状況となっています。

#### 《年次別 年齢調整罹患率[2011-2019]》



出典:国立がん研究センターがん対策情報センター統計データ 厚生労働省全国がん登録報告、山形県がん実態調査報告

#### 《都道府県別 年齢調整罹患率[2019]》

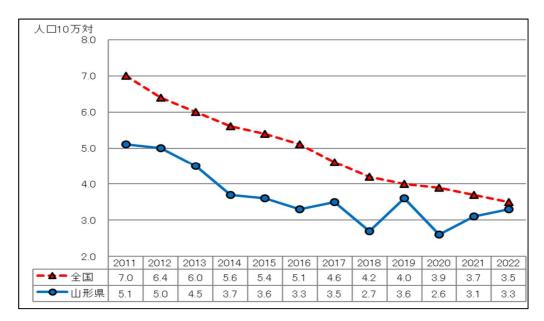


出典:国立がん研究センターがん対策情報センター統計データ

# 2 肝がんの死亡率

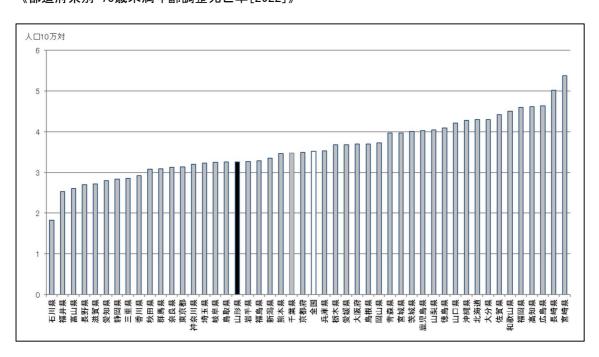
本県における肝がん(肝及び肝内胆管の悪性新生物)の75歳未満年齢調整死亡率(人口10万対)は全国値を下回る状況にありますが、全国値の減少傾向が続いており、近年では本県値と全国値との差が小さくなりつつあります。

#### 《年次別 75歳未満年齢調整死亡率[2011-2022]》



出典:国立がん研究センターがん対策情報センター統計データ

#### 《都道府県別 75歳未満年齢調整死亡率[2022]》



出典:国立がん研究センターがん対策情報センター統計データ

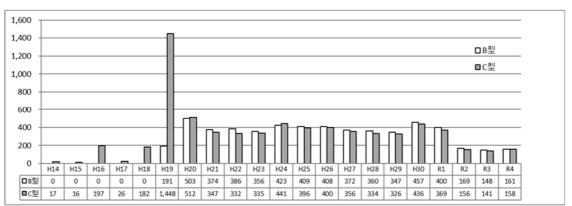
# 第3章 これまでの取組みと課題

#### 1 肝炎ウイルス検査の促進

#### (1) 肝炎ウイルス検査

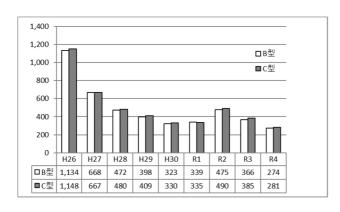
① 県では、2002(平成14)年度から保健所において無料の肝炎ウイルス検査を 実施しているほか、受検機会の拡大を図るため、2014(平成26)年度から県内 の委託医療機関(2023(令和5年)4月現在:307機関)においても無料の肝 炎ウイルス検査を実施しています。

#### 《保健所における肝炎ウイルス検査受検者数》



	累計人数	陽性者数	陽性率
B型	5, 464	29	0. 53%
C型	6, 925	21	0.30%

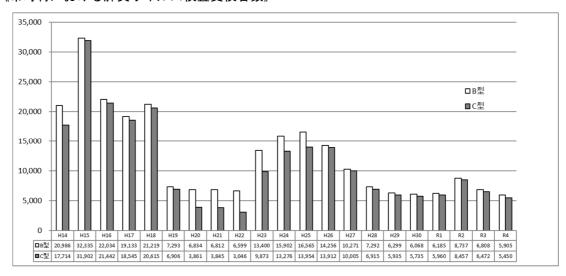
#### 《委託医療機関における肝炎ウイルス検査受検者数》



	累計人数	陽性者数	陽性率
B型	4, 449	34	0.76%
C型	4, 525	11	0. 24%

② 県内の市町村では、2002 (平成14) 年度から健康増進法 (平成14年法律第103号) に基づく健康増進事業等において、満40歳の住民等を対象に肝炎ウイルス検査を実施しています。

#### 《市町村における肝炎ウイルス検査受検者数》



	累計人数	陽性者数	陽性率
B型	260, 933	2, 615	1.00%
C型	233, 820	974	0. 42%

#### (2) 肝炎ウイルス検査陽性者の初回精密検査及び定期検査の助成

県では、2014(平成26)年度から、肝炎ウイルス検査の陽性者に対する初回精 密検査及び定期検査の費用を助成しています。

#### 《初回精密検査及び定期検査費用助成件数》

	H26	H27	H28	H29	Н30	R1	R2	R3	R4	合 計
初回精密検査	3	8	7	6	6	4	3	7	4	48
定期検査	0	0	1	2	2	2	2	2	2	13
合 計	3	8	8	8	8	6	5	9	6	61

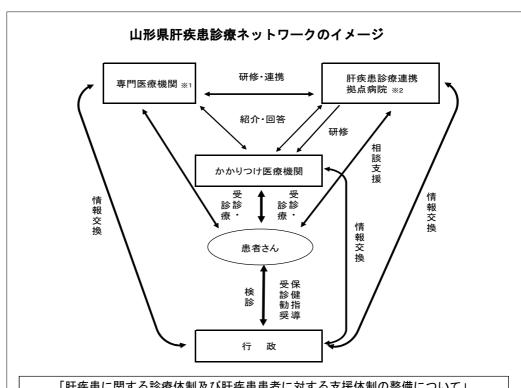
#### 【課題】

- ◆ 全ての県民が少なくとも1回は肝炎ウイルス検査を受けるためには、県や市町村における検査のみでは十分でなく、職域の健康診断等にあわせて検査を実施するなど、検査体制の充実を図る必要があります。
- ◆ 肝炎ウイルス検査の結果が陽性であっても、精密検査を受けていない人がいると 推測されます。

#### 2 肝炎医療を提供する体制の確保

# (1) 山形県肝疾患診療ネットワーク

県では、2009(平成21)年度に山形大学医学部附属病院を「肝疾患診療連携拠点病院」(以下「拠点病院」という。)に指定するとともに、高度な知識、技術を持ち、適切な治療方針が決定できる医療機関を「専門医療機関」に指定(令和5年12月現在:50機関)し、かかりつけ医療機関とともに、それぞれの役割に応じた連携を図ることで、県内全ての患者が継続的に良質かつ適切な治療が受けられる体制(山形県肝疾患診療ネットワーク)の確保に取り組んでいます。



「肝疾患に関する診療体制及び肝疾患患者に対する支援体制の整備について」 (平成29年3月31日付け厚生労働省健康局長通知)に定める役割

#### ※1 専門医療機関

- ①専門的な知識を持つ医師による診断と治療方針の決定
- ②患者の状態に応じた抗ウイルス療法の選択、治療後のフォローアップ
- ③肝がんの高危険群の同定と早期診断

#### ※2 肝疾患診療連携拠点病院

- ①肝炎医療に関する情報の提供
- ②県内の専門医療機関等に関する情報の収集や提供
- ③医療従事者を対象とした研修や情報提供の実施
- ④肝炎患者・家族、地域住民等に対する講演会の開催や相談等による支援
- ⑤専門医療機関等との協議

### (2) 医療従事者に対する研修会

拠点病院においては、専門医療機関の医師に対し、毎年、最新の肝炎治療等に 係る研修会を開催しています。

また、県においても、患者が安心して肝炎の適切な治療が受けられるよう、2010 (平成22)年度から毎年2回、県内の医療従事者に対し、肝炎治療の基礎知識や 最新標準治療に係る研修会を開催しています。

# (3) 肝炎治療に対する助成

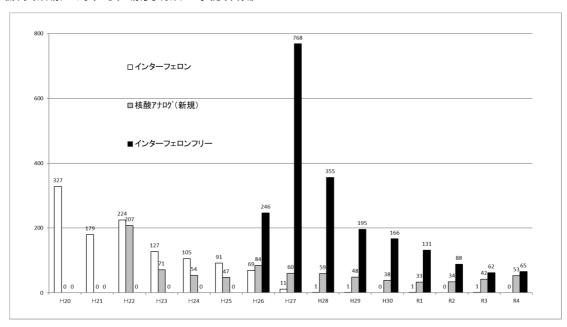
県では、2008(平成20)年度からB型肝炎及びC型肝炎のインターフェロン治療、2010(平成22)年度からB型肝炎の核酸アナログ製剤治療、2014(平成26)年度からC型肝炎のインターフェロンフリー治療を対象として、肝炎治療費の助成を行っています。

また、2018 (平成30) 年12月から、肝がん・重度肝硬変の治療費についても助成を行っています。

《肝炎治療に対する医療費助成の承認件数》

年度		承認	以件数 ※新	規申請のみ	(参考) 核酸アナログの
十 及	インターフェロン	核酸アナログ	インターフェロンフリー	計	更新申請の 承認件数
H20	327		ı	327	_
H21	179	ı	ı	179	_
H22	224	207	ı	431	15
H23	127	71	ı	198	286
H24	105	54		159	232
H25	91	47	ı	138	275
H26	69	84	246	399	284
H27	11	60	768	839	369
H28	1	59	355	415	386
H29	1	48	195	244	446
H30	0	38	166	204	467
R1	1	33	131	165	462
R2	0	34	88	122	492
R3	1	42	62	105	482
R4	0	53	65	118	546
合 計	1, 137	830	2, 076	4, 043	4, 742

#### 《肝炎治療に対する医療費助成の承認件数》



# 【課題】

◆ 肝炎治療に係る医療費助成制度については、事業開始から15年以上が経過し、制度の活用も十分に図られているところですが、肝がん及び重度肝硬変治療に係る医療費助成制度については、2018(平成30)年12月に開始したこともあり、まだ十分な周知が図られていません。

#### 3 正しい知識の普及啓発と感染予防の推進

#### (1) 正しい知識の普及啓発

各種イベント等の機会を活用し、肝炎に関するポスターの掲示やリーフレット の配布等を行っています。

また、拠点病院においては、毎年、市民公開講座を開催し、肝炎に関する正しい知識の普及啓発を行っています。

# (2) 日本肝炎デーにおける保健所での夜間検査及び相談の実施

「日本肝炎デー・世界肝炎デー」(7月28日)及び公益財団法人ウイルス肝炎研究財団が主催する「肝臓週間」等にあわせて、各保健所が主体となってポスター、広報紙、ホームページ等により、肝炎の正しい知識の普及啓発を行うとともに、より多くの県民の要望に対応できるよう、通常よりも検査・相談時間の延長(夜間対応等)を行っています。

# (3) B型肝炎ワクチンの定期接種の開始

2016 (平成28) 年10月からB型肝炎ワクチンの定期接種が開始され、2021 (令和2) 年度の1回目における県内接種率は、96.0%になっています。

#### 【課題】

- ◆ ピアスの穴あけ、タトゥー(刺青)など感染の危険性のある行為等についての理解不足があり、正しい知識のさらなる周知が必要です。
- ◆ 肝炎患者等の中には、周囲が肝炎に係る正しい知識を有していないことにより、 誤解や偏見を受けることに対し不安を抱えている方もいます。

### 4 肝炎患者等に対する相談支援や情報提供の充実

# (1) 相談窓口の設置

拠点病院及び保健所に相談窓口を設置し、患者・家族等への支援や情報提供を 行っています。

#### 《拠点病院の相談窓口》 ※月・木曜日 13 時~16 時

	所 在 地	電話番号
肝疾患相談室	山形市飯田西2-2-2 (山形大学医学部附属病院内)	023-628-5881

#### 《保健所の相談窓口》

	所 在 地	電話番号
村山保健所	山形市十日町1-6-6	023-627-1117
最上保健所	新庄市金沢字大道上2034	0233-29-1268
置賜保健所	米沢市金池7-1-50	0238-22-3002
庄内保健所	三川町大字横山字袖東19-1	0235-66-4920

# (2) 肝炎医療コーディネーターの養成

2017(平成29)年度から患者・家族等に対するフォローアップや医療機関及び行政機関との橋渡し等を行う「肝炎医療コーディネーター」の養成に取り組んでいます。

《地区別のコーディネーター所属数・人数》

(令和5年12月現在)

地 区	所属数	人 数
村 山	30	185
最 上	7	21
置賜	11	21
庄 内	7	21
合 計	55	248

《所属分類別のコーディネーター所属数・人数》

(令和5年12月現在)

	V 11- 11	1.0   1=/1/2011
所属分類	所属数	人数
拠点病院	1	40
医療·検診機関	26	140
市町村	21	45
保健所・県	7	23
合 計	55	248

#### 【課題】

- ◆ 第2期指針において、全市町村へのコーディネーターの配置を目指して取組みを 推進してきましたが、相談に対応できる体制がまだ十分に整備されていません。
- ◆ 肝炎治療受給者証の発行状況やコーディネーターの配置状況等について地域差があることから、均てん化を図る必要があります。

# 第4章 山形県における肝炎対策の基本的な方向

#### 1 基本的な方向

# (1) 感染予防の徹底

B型肝炎ワクチンの定期接種の接種率の向上や県民に対する肝炎の正しい知識の普及啓発に努め、感染予防の徹底に取り組みます。

# (2) 肝炎ウイルス検査の拡大

職域における検査を促進するほか、SNS等を活用した未受検者への広報を 実施します。

# (3) フォローアップ体制の充実

検査陽性者に係る初回精密検査及び定期検査の助成制度の周知徹底により受診や治療につなげるとともに、肝炎医療コーディネーターによる患者・家族等に対するフォローアップの充実に取り組みます。

#### (4) 良質な医療体制の確保

拠点病院、専門医療機関、かかりつけ医療機関等の連携を強化するとともに、 治療に係る助成制度の周知徹底や円滑な運営に取り組みます。

# 2 目標指標(2028(令和10)年度まで)

	目標項目	目標値
1		今後、アルコールや肥満を原因とする肝疾患が増える中においても 第2期指針の目標値(8.9未満)を維持
_		今後、アルコールや肥満を原因とする肝疾患が増える中においても 第2期指針の目標値(3.3未満)を維持
	肝炎専門医療機関、市町村 及び保健所における肝炎医 療コーディネーターの配置 率	100% ※2023(令和5)年12月現在の肝炎専門医療機関の配置率38%、 市町村の配置率60%、保健所の配置率100%

# 第5章 取り組むべき具体的施策

#### 1 感染予防の徹底

# (1) B型肝炎ワクチンの接種率の向上

市町村の母子保健指導等を通じ、B型肝炎ワクチンが子どものために必要であることを周知啓発し、接種率の向上を図ります。

# (2) B型肝炎母子感染の予防対策

B型肝炎母子感染を予防するため、妊婦健康診査時のB型肝炎検査やB型肝炎陽性者から出生した新生児へのB型肝炎ワクチン接種を促進します。

#### (3) 感染予防の普及啓発

肝炎ウイルスへの感染を予防するため、広く県民に対し、母子感染、乳幼児期の水平感染のほか、ピアス等血液の付着する器具の共有や性行為等により感染する危険性があり、予防策を講じることなど、必要な普及啓発を行います。

#### 2 肝炎ウイルス検査の拡大

# (1) 県及び市町村における肝炎ウイルス検査の推進

県(保健所・委託医療機関)及び市町村で行っている肝炎ウイルス検査を継続するとともに、未受検者に検査を受けてもらうための普及啓発を行います。

#### (2) 職域における肝炎ウイルス検査の促進

全国健康保険協会(協会けんぽ)山形支部等と連携し、事業主等の理解を得ながら職域における肝炎ウイルス検査を促進します。

#### (3) 検査未受検者への広報

肝炎検査未受検者に対し、SNS等を活用するなど対象者の年代に応じた効果 的な広報を実施するほか、肝炎医療コーディネーターによる受検促進を図ります。

#### 3 フォローアップ体制の充実

#### (1) 検査陽性者の精密検査への誘導

肝炎ウイルス検査の陽性者に対し、専門医療機関への受診勧奨を行うとともに、精密検査の助成制度等を周知し、早期かつ確実な治療等につなげ、重症化予防を図ります。また、精密検査の受検状況の把握に努め、より効果的な受診勧奨に役立てます。

# (2) 肝炎医療コーディネーターの養成

毎年、肝炎医療コーディネーター養成講習会を開催し、全肝炎専門医療機関、 全市町村及び全保健所にコーディネーターを配置できるように養成していきます。

また、コーディネーターの養成講習会等において、肝炎対策に関する最新情報や、コーディネーター活動の好事例等を共有することにより、コーディネーターが自身の役割を(再)認識し、活動しやすい環境を整備します。

#### 《肝炎医療コーディネーターの基本的な役割及び活動内容等》

「肝炎医療コーディネーターの養成及び活用について」(平成29年4月25日付け健発 0425第4号厚生労働省健康局長通知別紙から抜粋)

(1) 拠点病院、専門医療機関その他の医療機関及び検診機関に配置された肝炎医療コーディネーター

(医師、歯科医師、看護師、薬剤師、管理栄養士、臨床検査技師、医療ソーシャルワーカーをはじめとする医療従事者や医療機関職員等)

#### ア 基本的な役割

肝炎患者等が安心して医療を受けられるように、主に保健医療や生活に関する情報提供や相談支援、フォローアップなどを行うとともに、行政や職場などとの連携の窓口となる。

#### イ 具体的な活動内容の例

- ・肝炎医療に係る情報、知識等の説明、肝炎ウイルス検査の受検案内
- ・肝炎ウイルス検査陽性者への受診勧奨、専門医療機関の紹介
- ・抗ウイルス治療後も含めた継続受診の重要性(ウイルス排除後も発がんリスクが あることなど)の説明
- ・肝炎患者等やその家族等への生活面での助言、服薬や栄養の指導
- ・初回精密検査や定期検査の費用助成、肝炎医療費助成、肝がん・重度肝硬変治療 研究促進事業、身体障害者手帳等の制度の説明や行政窓口の案内
- ・C型肝炎訴訟やB型肝炎訴訟に関する窓口案内
- ・仕事や育児と治療の両立支援相談に関する窓口案内
- 医療機関職員向けの勉強会の開催

- ・拠点病院などで実施する市民公開講座、肝臓病教室、患者サロンなどへの参加
- ・地域や職域における啓発行事への参加、啓発行事の周知
- (2) 保健所や市町村に配置された肝炎医療コーディネーター (保健師その他の保健医療関係職種、行政職員等)

# ア 基本的な役割

肝炎対策全般についての普及啓発や情報提供を行い、拠点病院その他の地域や職域における関係機関と連携して、受検、受診、受療を促進するとともに、行政によるフォローアップに従事する。

#### イ 具体的な活動内容の例

- ・肝炎に係る基本的知識の説明や肝炎ウイルス検査の受検勧奨
- ・肝炎ウイルス検査が受けられる医療機関及び検診機関の紹介
- ・拠点病院や肝疾患相談支援センター、専門医療機関の紹介
- ・肝炎ウイルス検査陽性者に対する受診勧奨及びフォローアップ事業の案内・実施
- 初回精密検査や定期検査の費用助成、肝炎医療費助成、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業、身体障害者手帳等の制度の案内
- ・B型肝炎ワクチン定期接種の説明・案内や感染予防に関する啓発・指導
- ・C型肝炎訴訟やB型肝炎訴訟に関する窓口案内
- ・ 仕事や育児と治療の両立支援相談に関する窓口案内
- ・地域や職域における啓発行事への参加、啓発行事の周知

#### (3) 肝疾患相談室や保健所における相談支援の充実

肝疾患相談室(山形大学医学部附属病院に設置)や保健所における情報提供、相談支援等の充実を図るとともに、相談を必要とする方の利用促進に向け、肝炎に係る相談窓口が設置されていることの周知に努めます。

また、肝炎患者等に対する不当な差別や偏見に対する相談があった場合には、必要に応じ人権相談窓口(山形地方法務局等に設置)等の情報提供を行います。

#### (4) 肝炎患者の就労支援

心身等への負担がより少ない治療が可能となったことを踏まえ、肝炎患者が働きながら適切な肝炎治療を受けることができるよう、事業主等に対して肝炎等に関する啓発等を行います。

# (5) 開業医等から専門医療機関等への誘導

肝炎以外の治療で開業医等を受診した際に実施した血液検査等で陽性となった患者について、開業医等から専門医療機関等への誘導を促進するため、開業医等向けの啓発資材の作成等を行います。

# 4 良質な医療体制の確保

# (1) 肝炎治療体制の充実

県民だれもが良質かつ適切な肝炎治療を受けられるよう、拠点病院、専門医療機関、かかりつけ医療機関等の連携を強化し、山形県肝疾患診療ネットワークの機能向上に努めます。

## (2) 肝炎の治療に係る助成制度の周知徹底

肝炎の治療に係る助成制度の周知を徹底し、対象となる全ての患者の負担軽減が図られるようにします。

# (3) 肝がん・重度肝硬変の治療に係る助成制度への対応

肝炎から進行した肝がん・重度肝硬変の治療に係る医療費助成制度が2018(平成30)年12月に開始しており、当該助成制度の周知を図るとともに、円滑かつ適切な運営に努めていきます。

# < 参考資料 >

# **肝炎専門医療機関一**覧 (令和 5 年12月現在)

地区		医療機関名	住 所	電話番号
	1	山形大学医学部附属病院	山形市飯田西2-2-2	023-633-1122
	2	山形県立中央病院	山形市大字青柳1800	023-685-2626
	3	山形市立病院済生館	山形市七日町1-3-26	023-625-5555
	4	山形済生病院	山形市沖町79-1	023-682-1111
	5	小白川至誠堂病院	山形市東原町1-12-26	023-641-6075
	6	東北中央病院	山形市和合町3-2-5	023-623-5111
	7	篠田総合病院	山形市桜町2-68	023-623-1711
	8	至誠堂総合病院	山形市桜町7-44	023-622-7181
	9	みさわクリニック	山形市城南町3-5-28	023-647-3301
	10	武田内科胃腸科医院	山形市鈴川町3-15-6	023-628-0508
	11	小姓町肝臓内科クリニック	山形市小姓町1-34	023-616-3122
村山	12	吉井内科胃腸科クリニック	上山市金生東1-10-15	023-673-7515
(23)	13	みゆき会病院	上山市弁天2-2-11	023-672-8282
		秋野病院	天童市久野本362-1	023-653-5725
	15	<b>菅原内科胃腸科医院</b>	天童市東長岡2-1-1	023-655-4180
	16	北村山公立病院	東根市温泉町2-15-1	0237-42-2111
	17	宇賀神内科クリニック	東根市中央南1-6-28	0237-53-6961
	18	いとう内科クリニック	東根市神町北1-3-41	0237-47-3660
	19	寒河江市立病院	寒河江市大字寒河江字塩水80	0237-86-2101
	20	尾花沢市中央診療所	尾花沢市新町3-2-20	0237-23-2010
	21	山形県立河北病院	河北町谷地字月山堂111	0237-73-3131
	22	つかさ内科医院	河北町谷地字月山堂408-1	0237-84-7300
	23	朝日町立病院	朝日町大字宮宿843	0237-67-2125
	24	山形県立新庄病院	新庄市金沢720-1	0233-22-5525
(2)	25	最上町立最上病院	最上町大字向町64-3	0233-43-2112
	26	米沢市立病院	米沢市相生町6-36	0238-22-2450
	27	三友堂病院	米沢市中央6-1-219	0238-24-3700
	28	石橋医院	米沢市信夫町5-19	0238-23-0328
	29	きだ内科クリニック	米沢市金池6-4-1	0238-22-1501
	30	メディカルプラザ山口医院	米沢市川井小路1-3	0238-24-3311
	31	堀内医院	米沢市大町3-6-7	0238-22-2210
置賜	32	公立置賜長井病院	長井市屋城町2-1	0238-84-2161
(14)	33	安日クリニック	南陽市郡山877-5	0238-40-2240
		後藤医院	南陽市赤湯342	0238-43-2135
	35	公立置賜南陽病院	南陽市宮内1204	0238-47-3000
	36	公立置賜総合病院	川西町大字西大塚2000	0238-46-5000
	37	柄沢医院	川西町中小松2215-1	0238-42-2222
	38	小国町立病院	小国町大字あけぼの1-1	0238-61-1111
	39	白鷹町立病院	白鷹町大字荒砥甲501	0238-85-2155
	40	鶴岡市立荘内病院	鶴岡市泉町4-20	0235-26-5111
	41	鶴岡協立病院	鶴岡市文園町9-34	0235-23-6060
	42	斎藤内科医院	鶴岡市本町2-6-30	0235-22-3076
	43	石田内科医院	鶴岡市文園町1-52	0235-23-0002
	44	池田内科医院	鶴岡市本町3-17-17	0235-23-6166
庄内	45	中目内科胃腸科医院	鶴岡市昭和町10-5	0235-25-2011
(11)	46	日本海総合病院	酒田市あきほ町30	0234-26-2001
	47	丸岡医院	酒田市松原南15-1	0234-23-8166
	48	今泉クリニック	酒田市若浜町5-29	0234-43-8108
	49	<b>菅原內科胃腸科医院</b>	酒田市北新橋1-13-5	0234-26-1717
	50	庄内余目病院	庄内町松陽1-1-1	0234-43-3434

# 山形県肝炎医療コーディネーターの養成及び活用に関する要綱く抜粋>

(目的)

第1条 この要綱は、山形県肝炎医療コーディネーター(以下「コーディネーター」という。)を養成し、県民への肝炎医療に関する普及啓発、患者やその家族への情報提供などの支援に活用することにより、肝炎ウイルス検査の受検、検査陽性者及び肝炎患者の受診並びに継続的な受療を促進するなど、山形県の肝炎対策を推進することを目的とする。

#### (基本的な役割)

**第2条** コーディネーターは、肝炎患者や肝炎ウイルス検査陽性者(以下「肝炎患者等」という。) の早期発見を図るとともに、肝炎患者が適切な医療を受けられるように、行政機関や職域の関係者 などとの連携の窓口となり、行政機関や医療機関によるフォローアップや支援が円滑に行われるよう活動することを役割とする。

#### (活動内容)

- 第3条 コーディネーターの主な活動内容は、それぞれ次に掲げるとおりとする。
- (1) 肝炎の検査や治療に関する情報提供及び相談助言を行うこと
- (2) 肝炎患者等を支援するための制度の周知や窓口の案内を行うこと
- (3) 肝炎ウイルス検査の受検勧奨及び検査陽性者への受診勧奨を行うこと
- (4)(1)から(3)までのほか、目的の達成に必要な活動

#### (認定)

- **第4条** 県は、次に掲げる者のうち、養成講習会を受講し、習熟度に関する試験に合格したものをコーディネーターとして認定するものとする。
- (1) 県内の医療機関、検診機関又は薬局に所属し、肝炎の予防及び肝炎患者等の支援の推進に意欲を有する者(医師、看護師、准看護師、薬剤師、管理栄養士、臨床検査技師、医療ソーシャルワーカー、事務職員等)
- (2) 県又は県内の市町村の職員で肝炎の予防及び肝炎患者等の支援の推進に意欲を有する者(保健 師等)
- 2 コーディネーターの認定期間は5年とし、継続講習を受講した者について認定を5年更新するものとする。

#### (登録等)

- **第5条** 県は、前条の規定によるコーディネーターの認定を行ったときは、認定証を交付し、登録名 簿に登録を行うものとする。
- 2 県は、コーディネーターが次のいずれかに該当すると認めたときは、前条の規定による認定を取り消し、前項に規定する名簿から登録を抹消する。
- (1) コーディネーターとして不適切な行為を行ったとき
- (2) 本人から認定取消の申し出があったとき
- (3) 認定を更新しないとき

#### (技能向上及び活動支援)

- 第8条 県は、コーディネーター養成講習会及び継続講習の開催、情報提供等を実施し、コーディネーターの継続的な技能の向上と相互の連携の強化を図り、その活動を支援するものとする。
- 2 県は、コーディネーターの所属機関一覧を県ホームページ等へ掲載し、周知するものとする。

# 山形県肝炎医療コーディネーター認定者数(所属・職種別)

(令和5年12月現在)

	(元和 5 年12月 現仕 							12/1/0011/
	看護師	保健師	薬剤師	臨床検 查技師	管 理 栄養士	社 会福祉士	その他	合 計
山形大学医学部附属病院	28		3	1	1	6	1	40
山形県立中央病院	22		3					25
山形市立病院済生館	7		1				1	9
山形済生病院			8	6			2	16
東北中央病院	23		1				1	25
みゆき会病院							4	4
北村山公立病院	1		2					3
寒河江市立病院			1					1
山形県立河北病院	3		1	3		1	2	10
朝日町立病院			1					1
つかさ内科医院	1							1
和田内科クリニック	1							1
霞晴堂白田医院				1				1
ブレインクリニック妻沼	1							1
山形県立新庄病院	10		1			1		12
公立置賜総合病院	1							1
米沢市立病院					2			2
三友堂病院	1			2				3
メディカルプラザ山口医院	2							2
安日クリニック	1							1
鶴岡市立荘内病院	4							4
日本海総合病院					5			5
山形県立こころの医療センター				2				2
山形健康管理センター		1			1			2
やまがた健康推進機構	1							1
全日本労働福祉協会東北支部	3							3
寒河江市西村山郡医師会総合健診センター	2			2				4
山形市		12					1	13
上山市		1						1
天童市		4						4

	看護師	保健師	薬剤師	臨床検 査技師	管 理 栄養士	社 会福祉士	その他	合 計
村山市		1						1
東根市		3						3
尾花沢市		2						2
山辺町		2						2
河北町		1						1
大江町		1						1
大石田町		1						1
金山町		1						1
最上町		1						1
大蔵村		1						1
鮭川村		1						1
長井市		1						1
南陽市		3						3
川西町		1						1
小国町		1						1
飯豊町		1						1
酒田市		3						3
庄内町		2						2
村山保健所		5						5
最上保健所		4						4
置賜保健所		5						5
庄内保健所		3					1	4
県庁ほか		5						5
合 計	112	67	22	17	9	8	13	248

#### 山形県肝炎対策協議会設置要綱

#### (設置)

第1 本県におけるウイルス性肝炎の検査、保健指導、治療及び正しい知識の普及啓発を総合的に推進するため、肝炎対策の基本的方向及び具体的展開方針の検討並びに肝炎対策の評価、並びに肝炎治療特別促進事業における対象患者の認定を行うため、山形県肝炎対策協議会(以下「協議会」という。)を置く。

#### (所掌事務)

- 第2 協議会は、次に掲げる事項を協議する。
- (1) 山形県肝炎対策指針の策定等本県肝炎対策の基本的方向及び具体的展開方針の検討について
- (2) 本県肝炎対策の評価について
- (3) 肝炎治療特別促進事業における対象患者の認定について
- (4) その他肝炎対策に必要と認められる事項

#### (組織)

- 第3 協議会は、委員10名程度で組織し、次に掲げる者のうちから知事が委嘱する。
- (1) 医師会の代表者等
- (2) 肝炎に関する専門医、学識経験者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 肝炎ウイルス患者、感染者等
- (5) その他必要と認められる者

#### (任期)

**第4** 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、 前任者の残任期間とする。

#### (委員長及び副委員長)

- 第5 協議会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。
  - 2 委員長は、会務を総理し協議会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。(会議)

#### 第6 協議会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

#### (専門部会)

- **第7** 協議会は、肝炎対策に関する専門的な審議を行うため、必要に応じて専門部会を設置することができる。
  - 2 専門部会は、委員及び肝疾患治療の専門家から委員長が指名する者で組織する。
  - 3 専門部会には、委員長の指名により部会長を置き、会務を総理し部会を代表する。
  - 4 部会は、部会長が招集する。

#### (庶務)

第8 協議会の庶務は、山形県健康福祉部において処理する。

#### (補則)

第9 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し、必要な事項は委員長が協議会に諮って定める。

#### (附則)

- 1 この要綱は、平成20年3月11日から施行する。
- 2 この要綱は、平成23年8月4日から施行する。
- 3 この要綱は、平成25年10月3日から施行する。
- 4 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

#### 一 用語解説 一

#### 1 肝炎対策基本法(1頁)

ウイルス性肝炎は、国内最大級の慢性感染症となっていることから、肝炎対策に係る施策について、その基本理念を明らかにするとともに、これを総合的に推進するため、平成21年12月に制定された法律です。(平成22年1月1日施行)

#### 2 肝炎対策の推進に関する基本的な指針(1頁)

平成23年5月に策定、令和4年3月に最終改正。肝炎患者等を早期発見し、また、肝炎患者等が安心して治療を受けられる社会を構築するため、国、地方公共団体等が取り組むべき方向性を示すことにより、肝炎対策のより一層の推進を図ることを目的とし、肝炎対策基本法第9条第5項の規定により厚生労働大臣が策定・公表したものです。

#### 3 年齢調整罹患率(3頁)

高齢化の影響を除去するために、計算したい地域(年次)の人口の年齢構成(年齢別人口)が、 基礎となる集団の人口(基準人口)の年齢構成と同じであると仮定して算出した罹患率(1年間に新たにその病気にかかる率)です。

#### 4 75歳未満年齢調整死亡率(4頁)

年齢調整率を用いることで高齢化の影響を除去し、75歳以上の死亡を除くことで壮年期死亡の減少を高い精度で評価するものです。

#### 5 インターフェロン治療(8頁)

B型肝炎、C型肝炎いずれの治療にも使用される注射薬です。感染を受けた時などに体内で作られる蛋白質の一種で、抗ウイルス作用や免疫を高める作用があり、それにより肝炎ウイルスの活動を抑えますが、治療効果は高くなく、発熱などインフルエンザ様の副作用が高頻度に出現します。

#### 6 核酸アナログ製剤治療(8頁)

B型肝炎ウイルスの増殖を抑制する経口薬です。DNA(デオキシリボ核酸)の材料となる物質に似た構造を持っているため「核酸アナログ」と呼ばれています。

治療効果は高く副作用は少ない一方、原則として服用し続ける必要があり、服用を中止すると 再びウイルスの増殖が始まります。

#### 7 インターフェロンフリー治療(8頁)

場合があります。

C型肝炎ウイルスが肝臓の細胞の中で増える過程を直接抑制する作用のある経口薬による治療法です。インターフェロンを使用しないことから、インターフェロンフリーと呼ばれています。 治療効果は高く副作用も少ないほか、治療期間もウイルスの型や処方される薬の種類により異なりますが、概ね12週間(3ヶ月)で終了します。ただし、症状の進行度等により使用できない